

## 第7 消防職団員の処遇状況

### 1 消防表彰

消防は、国民の生命財産をあらゆる災害から保護し、被害を防除する特殊任務をおびていることから、その任務がもたらす危険性を重視し、特にその朗に報いるべく諸規定を設けて処遇の道を開いている。

#### (1) 国の行う表彰

##### ア 叙 位

国家または社会公共に対し、顕著な功労のあった者を対象に行われているが、現在は、死亡者に対してのみに行われている。

令和4年12月31日現在までの道内消防関係者の叙位者は625人となっている。

##### イ 叙 勲

国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を対象に行われている。

生存者(春秋)叙勲は、昭和39年から展開され、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)の2回行われているが、昭和39年4月29日から令和4年11月3日までに道内消防関係で叙勲を受けた者は、4,459人で、この内訳は7-1表のとおりである。

死亡叙勲は、昭和21年から令和4年12月31日までに、832人となっている。

7-1表 生存者(春秋)叙勲受章者数

年度 勲章	S39~R2		R4(春)		R4(秋)		第38回危険業 従事者叙勲	第39回危険業 従事者叙勲	計	
	吏員	団員	吏員	団員	吏員	団員	吏員	吏員	吏員	団員
中授章(勲3等)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
小授章(勲4等)	59	10	3	0	2	0	0	0	64	10
双光章(勲5等)	406	691	0	9	0	8	11	13	430	708
単光章(勲6等)	867	2,275	0	45	0	42	23	21	911	2,362
(勲7等)	69	364	0	0	0	0	0	0	69	364
小 計	1,402	3,340	3	54	2	50	34	34	1,475	3,444
合 計	4,742		57		52		34	34	4,919	

##### ウ 褒 章

褒章は「褒章条例」(明治14年12月7日太政官布告第63条)に基づき実施されているもので、令和4年12月31日現在における道内の消防関係の受章者数(紺綬を除く。)は次のとおりである。

なお、消防功労による藍綬褒章の発令は毎年春(4月29日)と秋(11月3日)の2回行われている。

紅綬褒章	3人
黄綬褒章	20人
藍綬褒章	191人

## エ 消防表彰規定に基づく表彰

消防庁長官は、消防表彰規定に基づき、消防に関して功労のあったものを表彰しているが、この規定に基づき行われている表彰は、次のとおりである。

なお、定例表彰及び随時表彰におけるこれまでの道内関係実績は7-2表のとおりである。

### (ア) 定例表彰

功労章、永年勤続功労章、表彰旗及び竿頭綬は、毎年3月、多年にわたり功績のあった消防吏員、消防団員及び消防機関に授与して表彰する。

### (イ) 随時表彰

a 防災功労者表彰は、防災思想の普及、災害の防衛等について功績顕著なものに表彰状を授与して表彰する。

b 災害に際し、顕著な功績を挙げたものをその都度表彰する。

### (ウ) 賞じゅつ金

消防吏員または消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し傷害を受け、そのため死亡し又は重度障害の状態となった場合で、その功労者により顕功章又は功績章を授与されたときに、殉職者は殉職者賞じゅつ金が2,520万円、障害者は障害者賞じゅつ金が2,060万円となっている。※功労の程度等により金額は異なる。

昭和37年3月の規定制定以降、令和4年12月31日までに支給を受けた道内関係者は、消防団員が5人、消防吏員が14人である。

### (エ) 殉職者特別賞じゅつ金

消防吏員または消防団員が、災害に際し命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡した場合で、その功労により特別功労章を授与されたときに支給対象とされる。支給額は、3,000万円である。

なお、この殉職者特別賞じゅつ金が支給される場合は、(ウ)の賞じゅつ金は支給されないものである。

### (オ) 報償金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給されることがある。

7-2表 消防庁長官表彰

(ア) 定例表彰(令和4年3月31日現在)

区分	消防吏員	消防団員	教育職員	計
功労章	115	418	—	533
永年勤続功労章	1,608	5,278	6	6892
表彰旗	—	—	—	174
竿頭綬	—	—	—	224
安全功労者表彰※	42個人	26団体		68
防災功労者表彰※	12個人	52団体		64

区分	消防吏員	消防団員	計
特別功労章	7	2	9
顕功章	8	2	10
功績章	3	4	7
顕彰状	12	11	23
表彰状	1個人	10団体	11

※安全功労者表彰は、平成21年5月1日から総務大臣表彰として実施。  
 防災功労者表彰は、平成21年6月19日から随時表彰として実施

オ 退職消防団員報償

国は、消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、団員として多年勤続した者が退職した場合、その労に報いるため、「退職消防団員報償規程」に基づき報償を行っている。その対象者は、非常勤の消防団員のみに限られ、階級の別なく15年以上勤続して退職した者に授与される。

その報償は、1号報償と2号報償に分けられ、25年以上勤務した者に対しては1号報償として銀杯(大)と賞状、15年以上25年未満勤続して退職した者には2号銀杯(小)と賞状がそれぞれ授与される。

この制度創設以来の道内の実績は7-3表のとおりである。

7-3表 退職報償受賞状況

(令和4年3月31日現在)

区分 \ 年別	S39~R2	R3	合計
1号報償	28,565	437	29,002
2号報償	22,562	206	22,768
計	51,127	643	51,770

カ 閣議決定に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰には、「国民安全の日」(7月1日)に行われる安全功労者表彰と、「防災の日」(9月1日)に行われる防災功労者表彰がある。この両表彰は、昭和35年からされており、内閣総理大臣が行っている。

なお、消防庁長官が行うこの表彰は、消防表彰規程の中で定例表彰として扱われる。

キ 総務大臣表彰

(ア) 安全功労者表彰

消防職団員以外で、火災の予防、危険物の安全対策、その他各種災害の予防組織活動体制の確立や防火対象物における防火管理体制、その他職域の安全体制の確立を図り、適切な運営により功労のあった者、及び火災等の災害の安全対策に係る研究や教育体制を確立し、社会全般の安全水準の向上と火災予防思想の普及に功労のあった者など

※平成21年度から消防庁長官表彰から総務大臣表彰として実施。

(イ) 消防功労者表彰

消防団員で消防庁長官表彰の功労章受賞後5年以上、現職の消防団員として活動している者、広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及等に尽力した者など及び婦人(女性)防火クラブ員で(財)日本防火協会会長表彰受章後、現職として従事する者、婦人防火クラブ員として10年以上、かつ都道府県単位の婦人防火クラブ連合会の役員として5年以上の歴を有する者など

これまでの道内の受賞実績は、7-4表のとおり

7-4表 総務大臣表彰

所 属	階 級	氏 名	受賞年月日
日高西部消防組合日高消防団	団 長	杉原 正男	平元. 11. 9
北十勝消防事務組合鹿追消防団	団 長	松本 茂	3. 11. 9
釧路東部消防組合浜中消防団	団 長	大野 練滋朗	4. 11. 9
網走地区消防組合東藻琴消防団	団 長	八重樫 正人	5. 11. 9
八雲町消防団	団 長	齋藤 達繁	6. 11. 9
日高中部消防組合新冠消防団	団 長	原田 正男	7. 11. 9
石狩北部地区消防事務組合浜益消防団	団 長	内山 末一	8. 11. 9
上川中部消防組比比布消防団	団 長	川上 隆	9. 11. 9
北留萌消防組合苫前町消防団	団 長	古谷 紘	12. 11. 9
札幌市豊平消防団	団 長	高木 繁光	13. 11. 9
北海道婦人防災クラブ連絡協議会	会 長	東館 のり子	14. 11. 9
羊蹄山ろく消防組合倶知安消防団	団 長	本間 和雄	15. 11. 9
長万部町消防団	団 長	石田 豊治	16. 11. 18
羊蹄山ろく消防組合喜茂別消防団	団 長	富田 博	17. 11. 18
釧路市消防団	団 長	三宮 久蔵	18. 11. 29
深川地区消防組合深川消防団	団 長	中村 哲	19. 11. 27
札幌市東区防火委員会	会 長	三澤 清治	21. 7. 6
北海道婦人防災クラブ連絡協議会	副会長	本間 ユキ子	21. 7. 6
札幌中央区防火委員会	会 長	佐藤 一郎	22. 7. 6
札幌厚別区防火管理者協議会	会 長	西村 智	22. 7. 6
八雲町消防団	団 長	岡嶋 敏夫	23. 8. 10
美唄消防団	団 長	矢部 正義	24. 7. 6
北十勝消防事務組合士幌消防団	団 長	金森 史公	26. 7. 4
釧路北部消防事務組合鶴居消防団	団 長	櫻橋 敏夫	26. 7. 4
胆振東部消防組合徳別消防団	団 長	山崎 正昭	27. 7. 6
札幌危険物安全協会	副会長	大越 利雄	28. 7. 6
北見市防火協会	会 長	三澤 安雄	28. 7. 6
札幌防火管理者協会	副会長	芝木 捷子	29. 7. 4
札幌危険物安全協会	副会長	川山 和重	令元. 7. 11
長万部町消防団	団長	守田 則雄	令元. 7. 12
留辺蘂町防火管理者連絡協議会	会長	西根 義治	2. 7. 14
札幌防火管理者協会	会長	後藤 規好	3. 7. 27
札幌防火管理者協会	副会長	北村 光一郎	3. 7. 27
札幌石油燃焼器具整備業協議会	会長	山田 幸雄	3. 7. 27
釧路北部消防事務組合弟子屈消防団	団長	藤田 茂	3. 7. 27

ク 少年消防クラブ

全国少年消防クラブ運営指導協議会は、少年消防クラブ育成のため、会長(消防庁長官)が毎年3月下旬に優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っている。令和3年度までにおける道内の受賞状況は、旗を授与されたクラブ33団体、楯を授与されたクラブ84団体、優良指導者45人である。

(2) 道の行う表彰

北海道知事の行う表彰は、北海道消防表彰規則に基づき昭和25年度から実施されているが、現在、この規則に基づき行われている表彰は次のとおりである。また、表彰の状況は、7-5表のとおりである。

ア 定例表彰

定例表彰は毎年7月上旬を目途に振興局長を経由して申請を受け、文化の日を目途に表彰を行う。

(ア) 功労表彰

功労表彰は、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績が特に優秀なもの、また、規律・訓練及び技能が特に優秀で他の模範となると認められるもの、若しくは他の模範として推奨すべき功績があったものに対し、個人の場合は功労章又は表彰状、団体の場合は表彰状又は表彰旗若しくは竿頭綬を授与して行う。

(イ) 勤続表彰

勤続表彰は、消防吏員で20年以上勤続し、その勤続成績が優秀で他の模範となると認められる者、又は消防団員で10年以上勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範となると認められる者に対して、表彰状又は勤労章若しくは永年勤労章を授与して行う。

イ 随時表彰

随時表彰は、災害に際し功労があり、他の模範となると認められる者に対し、その都度行うもので、個人の場合は功労章又は表彰状、団体の場合は表彰旗又は竿頭綬を授与して行う。

ウ 賞じゅつ金

賞じゅつ金は、消防吏員又は消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡又は重度障害の状態となった場合に、その功労の程度により殉職者については殉職者賞じゅつ金が、障害者については障害者賞じゅつ金が支給される。その支給額の最高は、殉職者賞じゅつ金が2,520万円、障害者賞じゅつ金が2,060万円となっている。

エ 殉職者特別賞じゅつ金

殉職者特別賞じゅつ金は、消防吏員又は消防団員が、特に生命の危険が予想される現場へ出勤し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡した場合に支給される。支給額は3,000万円となっている。

オ 報奨金

報奨金は、消防吏員又は消防団員で、消防活動に従事中傷害を受け、そのために死亡し又は重度傷害の状態となった場合、又は、消防吏員又は消防団員以外で、消防活動に従事した者、救急業務に協力した者、水防に従事した者が、そのために傷害を受け、死亡し、又は重度障害の状態となった場合、その功労の程度により、殉職者については殉職者報奨金が、障害者については障害者報奨金が支給される。その支給額の最高はそれぞれ200万円となっている。

7-5表 過去5年間の知事表彰の状況

区 分	年 度		30		31		R2		R3		R4	
	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人
表 彰 旗	3		2		1		1					
竿 頭 綬					1							
功 労 表 彰		26		23	1	22		23				24
勤 続 表 彰	30年以上勤続		503		468		502		494			598
	20年以上勤続		747		697		709		758			705
	10年以上勤続		901		793		818		842			810
賞 じ ゅ つ 金		1										
殉 職 者 賞 じ ゅ つ 金												
報 償 金												

## 2 消防団員の処遇

消防団員の処遇としては、表彰のほか、年額報酬、出勤報酬、公務災害補償等の制度がある。

### (1) 年額報酬

報酬は、消防の責務に対する給付であり、44市町村35組合がそれぞれの市町村、組合の実情により定めた額を給付している。支給額の最高金額は団長165,000円、団員55,200円、最低金額は団長62,000円、団員27,000円で、平均支給額は団長91,929円、団員36,927円である。

令和3年において、国が地方交付税上で措置している額は団長82,500円、団員36,500円である。

### (2) 出勤報酬

出勤報酬は、消防団員が災害等のための警戒、鎮圧、訓練等に出動した場合に支給される報酬である。

(3)の「消防団員の処遇改善の取組」により、これまで出勤等に対して費用弁償として支給していた出勤手当を、報酬として支給するよう国から要請があり、令和4年4月から出勤報酬が創設された。

### (3) 消防団員の処遇改善の取組

消防庁では、消防団員の減少に対し講ずべき対策を検討するため、令和2年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を設置し、消防団員の適切な処遇のあり方について議論され、令和3年4月に同検討会において中間報告が取りまとめられた。

この中間報告を踏まえ、同月13日に消防庁長官から市町村及び組合に対し、出勤報酬の創設、年額報酬及び出勤報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底など消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が示された。

令和4年4月1日現在、消防庁が示す基準を満たす市町村は、年額報酬が164市町村（91.6%）、出勤報酬が179市町村（100%）、直接支給が173市町村（96.6%）となっている。

7-6表 非常勤消防団員の年額報酬及び出勤報酬平均額

(令和4年4月1日現在)

区分	年 額 報 酬							出 勤 報 酬 (1日当たり)				
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	火災	風水害	警戒	訓練	その他
全道平均	91,929	72,069	56,281	48,093	41,375	38,645	36,927	9,425	9,425	5,700	5,407	3,355
最高額	165,000	129,000	96,000	84,000	72,000	60,000	55,200	20,000	20,000	16,000	16,000	7,000
最低額	62,000	52,000	38,000	34,000	28,000	27,500	27,000	8,000	8,000	3,000	2,500	0
令和4年度 交付税措置額	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500					

※ 年額報酬の分団長及び副分団長の全道平均、最高額及び最低額には、分団を設けていない2町は含めていない。

※ 出勤報酬は1日（8時間相当）出勤した場合の金額

### (4) 公務災害補償

消防団員が後顧の憂いなく消防業務を遂行するためには、公務災害補償の制度が確立されていなければならないことから、昭和26年に消防組織法が改正され、損害補償の根拠規定が設けられた。

さらに、昭和31年に同法が改正され、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が施行され、損害補償の根拠がより明確となった。

また、同年11月20日には、損害補償に関する市町村の支払責任の共済制度としての消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が設立された。

本道においては、道内市町村に公務災害補償制度が制定されており、消防基金にも加入している。

### (5) 退職報奨金

多年勤務して退職した非常勤消防団員の労苦に報いる退職報奨金制度が昭和39年4月1日から実施されている。この退職報奨金制度については、公務員災害補償制度と同様、共済制度として消防基金が設立されている。

支給対象は、非常勤の消防団員として5年以上勤務し退職した者となっている。

## 第8 消防教育

消防職員・団員の任務としては、消防組織法第1条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。」と定められていることから、消防活動を円滑にするためには、消防施設の整備はもちろんのこと、有効な消防人の育成のための教育訓練が十分行われなければならない。

消防教育として、消防大学校における教育訓練、北海道消防学校における教育訓練及び現地において行う教育訓練等がある。

### 1 消防大学校

国では、消防組織法第5条の規定により消防大学校を設置し、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行っている。

令和4年度の教育訓練計画は次のとおりである。

区分	教育訓練目的	教育日数	実施回数	
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	46日～47日	4回
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	17日	1回
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	11日	1回
	消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	5日	2回
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	50日～51日	2回
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	52日～53日	2回
	救急科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させるとともに、指導者としての資質を向上させる。	31日	1回
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	50日～52日	2回
	危険物科	危険物保安に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	30日	1回
	火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	50日～51日	2回
	新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	13日	1回
現任教官科	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画、幹部教育、予防教育又は警防教育又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	14日	1回	

区分	教育訓練目的	教育日数	実施回数	
講習会等	指揮隊長コース	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	13日	1回
	高度・特別高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	14日	1回
	NBCコース	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	21日	1回
	航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	14日	1回
	危機管理・国民保護コース	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	8日	1回
	自主防災組織育成短期コース	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	2日	3回
	消防団活性化推進コース	消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	3～5日	2回
	女性活躍推進コース	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。	9日	1回
	査察業務マネジメントコース	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。	5日	1回

## 2 北海道消防学校

昭和23年3月、消防組織法の施行によって、都道府県に消防学校の設置が義務付けられ、北海道においては、昭和23年10月北海道消防学校を設置し、北海道消防会館を借上げて開校した。昭和28年8月には札幌市北区24条西6丁目に独立校舎を新築した。

その後、消防業務の多様化に伴い教育の更なる充実が必要となり、訓練施設の整備拡充と学生寮の収容力向上を図るため、昭和40年12月に現在地(江別市)に移転し、昭和49年12月には252名収容の寮舎、昭和55年10月には屋内訓練場、昭和61年3月には訓練塔及び補助塔、昭和63年10月には訓練家屋兼車庫、平成3年3月には講堂兼体育館、平成4年11月には救急教育専用校舎、平成5年12月には1室4名の北辰寮北棟が増設され、平成7年2月には既存の寮舎西棟を1室4名に改修、平成12年4月には同寮舎内に女性職員専用の寮室を改築、令和3年3月には震災対応訓練施設が令和4年7月には模擬消火訓練施設(AFT)が完成し、それぞれ教育体制の整備が図られた。

北海道消防学校の施設概要は次のとおりである。

敷地面積			49,118㎡
校舎	2階建一部塔屋4階	延べ	3,057㎡
寮舎	3階建一部塔屋4階(168名収容)	延べ	3,109㎡
新寮舎	2階建(84名収容)	延べ	861㎡
屋内訓練場		延べ	2,396㎡
訓練家屋兼車庫		延べ	854㎡
講堂兼体育館		延べ	827㎡
訓練塔	地上12階地下1階建 塔高43.5m	延べ	843㎡
補助訓練塔	8階建 塔高29m	延べ	328㎡
震災対応訓練施設	コンクリート施工	延べ	864㎡
模擬消火訓練施設(AFT)	2階建 1階:消火訓練室、AFTシステム、機械室、2階:検索訓練室	延べ	141.04㎡
その他附属施設	屋外訓練場 20,192㎡(一部芝張り7,300㎡)、防火水槽 80㎡、サーキットトレーニング施設(12障害一式)、給油取扱所、屋内貯蔵所ほか		



## (1) 教育訓練の基本方針

消防職員及び消防団員に対し、消防の使命と責任を正しく理解させるとともに、住民から期待される消防人として必要な知識及び技術の習得、体力・気力の錬成、規律と協調精神の醸成と人格の向上を図り、創造と実行力をもって適切公正、安全かつ能率的に職務を遂行して公共の福祉の増進に寄与する近代的消防人を育成する。

また、自衛消防隊等に対する教育訓練については、その要請に基づき地域における防災リーダーを担う者に対し、消防・防災に関する知識を理解させ、防災意識の高揚を図られるよう各種教育訓練を行う。

### ア 初任教育

新たに採用された消防職員に対し、消防職員として必要な基礎的知識、技術の習得及び安全管理について理解をさせるとともに、各種訓練を通じ厳正な規律の保持と旺盛な士気の高揚及び体力・気力の錬成を図り、即戦力として消防活動全般に対応できるよう育成する。

### イ 専科教育

#### A 警防科

消防職員に対し、警防行政や災害対策の現状と課題を理解させるとともに、各種災害態様を想定した実技訓練などを通じ、災害現場の指揮と安全管理、心身の健康管理など警防業務遂行上必要な専門的知識、技術を習得し、災害現場で指揮者(小隊長)として部隊を適切かつ効果的に指揮ができるよう育成する。

#### B 予防査察科

消防職員に対し、査察行政の現状と課題、防火管理、消防同意、違反処理等、予防査察業務遂行上必要な専門的知識、技術を習得するとともに、公正な査察の実施や重大な違反対象物に対する是正を指導できるよう育成する。

#### C 危険物科

消防職員に対し、危険物行政の現状と課題を理解させ、危険物施設の規制や立入検査など、危険物行政遂行上必要な専門的知識、技術を習得させるとともに、与えられた権限を正しく執行できるよう育成する。

#### D 火災調査科

消防職員に対し、火災調査業務に係る制度、火災の原因調査、火災・消火活動による損害調査、調査書類の作成要領など、火災調査業務遂行上必要な専門的知識、技術を習得させるとともに、これらを活用して火災調査業務を的確に遂行できるよう育成する。

#### E 救急科

消防職員に対し、救急業務及び救急医学に関する基本的な知識、応急処置、救急用資機材の取扱いなど、救急隊員として必要な専門的知識・技術を習得させるとともに、救急活動を的確にできるよう育成する。

#### F 救助科

消防職員に対し、各種災害に対応するため、厳しい環境下での旺盛な士気の高揚及び体力の錬成を図るとともに、救助活動遂行上必要な専門的で高度な技能及び技術を習得させ、これらを活用した応用力を発揮し、自らの安全を確保できるよう育成する。

### ウ 幹部教育幹部科

幹部職員に対し、人事業務管理、現場活動における安全管理、行財政など、幹部職員として責任と立場を正しく理解し、幅広い知識、技術を習得させるとともに、迅速かつ的確な意思決定により上司の補佐及び部下の指揮監督を行い、組織を管理運営できるよう育成する。

### エ 特別教育

#### A ポンプ操法指導員課程(隔年開催)

消防職員に対し、消防ポンプ操法指導員として必要な知識、技術を習得できるよう育成する。

#### B はしご自動車運用課程(隔年開催)

消防職員に対し、はしご自動車等の操作に必要な基本となる安全管理など、はしご自動車等の操作に関する専門的知識、技術を習得させ、災害活動で安全かつ的確に活動できるよう育成する。

#### C 都市型救助課程

消防職員に対し、都市型救助に関する基礎理論、安全管理、都市型救助器具取扱など、都市型救助に必要な専門的知識、技術を習得させ、災害活動で安全かつ的確に活動できるよう育成する。

D 水難救助課程(隔年開催)

消防職員に対し、水難救助器具取扱、救助活動、安全管理など、水難救助に必要な専門的知識、技術を習得させ、災害活動で安全かつ的確に活動できるよう育成する。

E 大規模災害広域応援指揮課程

消防職員に対し、指揮理論、部隊の安全管理、各種災害の指揮要領など、現場指揮者として必要な専門的知識・技術を習得させるとともに、大規模災害等の現場における広域応援活動時において適切に指揮できるよう育成する。

F 指導者教養課程(隔年開催)

消防職員に対し、消防に関する教育指導技法、実科訓練の指導要領及び安全管理の高度な知識、技術を習得させるとともに、消防本部における教育訓練の指導者として、適切に指導できるよう育成する。

G ドローン講習(消防職・団員の合同開催)

消防職員に対し、災害現場の状況を速やかに把握するため、情報収集活動資機材ドローンについての基礎的な知識、技術を習得させる。

H オフロードバイク講習(消防職・団員の合同開催)

消防職員に対し、災害現場の状況を速やかに把握するため、情報収集活動資機材オフロードバイクについての基礎的な知識、技術を習得させる。

オ MC関係特別教育

A ビデオ硬性挿管用喉頭鏡気管挿管救命士認定講習

平成23年8月消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局指導課長通知に基づき、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気管挿管可能な救急救命士として必要な気管挿管法を修得するために行う講習であり、北海道救急業務高度化推進協議会の要請に基づき消防学校が実施する。

B 処置拡大2行為講習

平成26年1月消防庁救急企画室長・厚生労働省医政局長通知に基づき、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液・血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の2行為について修得するために行う講習であり、北海道救急業務高度化推進協議会の要請に基づき消防学校が実施する。

カ 消防団員に対する教育

A 基礎教育

消防団員に対し、消防の組織制度、火災防ぎよ、災害現場での安全確保など、消防団員として必要な知識・技術を習得させるとともに、地域防災の担い手としての任務を自覚できるよう育成する。

B 幹部教育指揮幹部科

消防団員幹部に対し、幹部としての職責を自覚させ、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理などの知識・技術を習得させるとともに、消防団の管理運営などに関する知識が深まるよう育成する。

C 特別教育

(ア) 女性団員課程

女性消防団員に対し、住民に対する防火指導、防災教育、応急手当普及指導など、女性消防団員に期待される活動に必要な知識・技術を習得するとともに、地域防災の担い手としての任務を自覚できるよう育成する。

(イ) ドローン講習(消防職・団員の合同開催)

消防団員に対し、災害現場の状況を速やかに把握するため、情報収集活動資機材ドローンについての基礎的な知識、技術を習得させる。

(ウ) オフロードバイク講習(消防職・団員の合同開催)

消防団員に対し、災害現場の状況を速やかに把握するため、情報収集活動資機材オフロードバイクについての基礎的な知識、技術を習得させる。

(エ) 現地教育訓練(職員派遣)

市町村等が実施する消防団員を対象とした訓練に、学校職員が現地に赴き、消防団員に必要な知識、技術を習得させ、実施主体が掲げる目標に寄与する。

キ その他の教育

視察研修、一日体験入校及び他機関が来校し教育訓練を実施する。

ク 自衛消防隊員等に対する教育

町内会や女性防火クラブ等、地域における防災リーダーを担う者に対し、消防・防災に関する知識を理解させ、防災意識の高揚が図られるよう各種教育訓練を行う。

(2) 消防学校の修了者

昭和23年度から令和3年度までの各教育別卒業者及び修了者数は、9-1表のとおりである。

9-1表 各教育別卒業者及び修了者数

教育種類	年度別												合計	
	S23~H23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3			
初任教育	12,059	283	283	283	273	273	259	235	244	240	239	14,671		
普通(現任)教育	727	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	727		
専科教育	警防科(警防課程)	1,425	32	34	36	36	35	42	0	36	-	60	1,736	
	無線通信課程	1,766	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,766	
	予防査察科(予防課程)	1,900	36	40	39	40	40	50	40	38	-	41	2,264	
	危険物科(危険物課程)	952	27	24	25	19	25	24	20	17	-	27	1,160	
	査察課程	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	280	
	火災調査科(火災調査課程)	2,225	67	72	72	72	72	72	72	72	-	48	2,844	
	救急科(救急標準課程)	2,055	142	142	142	140	140	140	140	120	45	120	3,326	
	救急科(札幌市消防学校枠)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
	救急Ⅰ課程	2,969	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,969	
	救急Ⅱ課程	2,097	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,097	
	救助科	1,904	81	84	42	83	79	83	42	42	-	56	2,496	
	機械運用(整備)課程	2,084	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,084	
	消防設備課程	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	
	幹部教育	新任消防長研修	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	
初級幹部科		1,818	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,818		
幹部科(中級幹部科)		1,437	28	34	41	34	42	39	43	41	-	1,739		
特別教育	ポンプ操法指導員	1,525	61	-	53	-	56	-	50	-	50	1,795		
	はしご自動車運用課程	685	21	16	27	29	32	26	27	23	-	25	911	
	都市型救助課程	-	-	-	-	36	36	29	28	-	-	-	129	
	水難救助課程	-	-	-	-	14	9	9	8	8	-	-	48	
	大規模災害広域応援指揮課程	-	-	-	-	-	-	-	39	38	-	24	101	
	救急隊長課程	197	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	197	
	救急隊員現任課程	340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	340	
	救急高度課程	83	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83	
	救急救命士就業課程	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	
	気管挿管講習	586	19	11	13	10	-	-	-	-	-	-	639	
	薬剤投与講習	582	73	44	35	36	-	-	-	-	-	-	770	
	薬剤投与追加講習	237	37	20	13	10	-	-	-	-	-	-	317	
	オフロードバイク講習	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	
	ドローン講習	-	-	-	-	-	-	-	-	13	10	-	21	44
道系特別教育	気管挿管再認定講習	478	194	200	253	263	269	-	-	-	-	1,657		
	ビデオ硬性喉頭鏡講習	-	116	140	166	120	119	120	120	144	8	92	1,145	
	処置拡大2行為講習	-	-	-	180	216	216	216	216	216	-	96	1,356	
消防職員計	40,514	1,217	1,144	1,420	1,431	1,443	1,109	1,096	1,049	293	899	51,615		
消防団員教育	基礎教育	1,786	31	27	28	24	27	24	26	26	-	-	1,999	
	基礎教育(市町村開催)	-	54	28	24	40	36	43	37	28	-	-	290	
	専科教育警防課程	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	
	幹部教育指揮幹部科	4,569	97	90	83	92	87	89	88	-	-	-	5,195	
	特別教育	女性消防団員課程	289	10	19	12	16	15	26	25	20	-	-	432
		現地教育訓練(職員派遣)	63,085	1,138	880	1,127	785	681	973	870	722	-	323	70,584
		オフロードバイク講習	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ドローン講習	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1
訓練孔式指導員課程	174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	174		
消防団員計	69,964	1,330	1,044	1,274	957	846	1,155	1,048	796	-	324	78,738		
その他の教育	23,247	417	334	256	333	342	405	404	246	-	25	26,009		
自衛消防隊員教育	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17		
自衛消防隊員等教育計	23,264	417	334	256	333	342	405	404	246	-	25	26,026		
合計	133,742	2,964	2,522	2,950	2,721	2,631	2,669	2,548	2,091	293	1,248	156,379		

### 3 札幌市消防学校

札幌市では、西区八軒10条西13丁目に全国で56番目、大都市では9番目となる消防学校を平成11年に開校した。

札幌市の消防教育訓練施設は、昭和52年、同地に消防訓練塔を建設し消防訓練所としてスタートして以来、消防補助訓練塔、屋内訓練場、水難救助訓練場など逐次整備し、平成5年には、消防科学の研究業務と救急救命士の養成を行うため、消防科学研究所・救急救命士養成所を整備するなど、時代のニーズに沿った施設を整備し、教育訓練の充実を図ってきた。

近年、都市化が進む札幌市にとって発生する災害も複雑多様化しており、これら災害に対応できる、即戦力となる人材育成を行う必要があることから、独自の消防学校を設置するに至ったものである。

札幌市消防学校は、消防科学研究所や救急救命士養成所などを併設した、全国でも稀な総合的な教育訓練施設を備えた消防学校である。

札幌市消防学校の施設概要は次のとおりである。

敷地面積				49,370 m <sup>2</sup>
校舎	R C造3階建て	(2・3階寮舎52名収容)	延べ	3,356 m <sup>2</sup>
北鐘寮南棟	S造2階建て	(32名収容)	延べ	490 m <sup>2</sup>
屋内訓練場	S R C造2階建て		延べ	994 m <sup>2</sup>
消防訓練塔	S R C造10階建て		延べ	565 m <sup>2</sup>
消防補助訓練塔	S造5階建て	(1、2階実火災型訓練施設併設)	延べ	315 m <sup>2</sup>
水難救助訓練場	S造プール	(L25m×W11m×H2.2m)	延べ	739 m <sup>2</sup>
活動資機材集約センター	S造平屋建て		延べ	500 m <sup>2</sup>
大規模災害緊急給油施設	地下埋設タンク20kℓ	(ガソリン10,000ℓ、軽油10,000ℓ)		
救助訓練塔	S造	(A塔5階層 B、C塔1階層)		
ヘリコプター臨着場	23m×23m			
自動車走行訓練場	周回、屈折、坂道等			
倒壊建物訓練施設			敷地	121 m <sup>2</sup>
実火災訓練装置	排煙処理装置付き			

#### (1) 研修の重点項目

##### ○ 安全管理教育の充実強化

全国で殉職火災が続いていることに鑑み、災害活動における公務災害防止の徹底を図るため、実火災訓練装置（ホットトレーニング）等を活用し、火災の状況に応じた内部進入可能な状況を見極める判断力及び注水技能の習得を図り、過去の事例を教訓として、徹底した安全行動と安全管理能力の向上に取り組む。

##### ○ 大規模イベント開催時の対応強化

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（サッカー、競歩及びびマラソン）の札幌開催に伴い、火災発生時に人命危険のリスクが高い防火対象物に対する指導とテロ災害等の大規模災害対応能力の強化を図る。

#### (2) 消防職員に対する教育

##### ア 初任教育

消防職員として、消防業務全般の基礎知識及び基本的な消防活動を習得するとともに、厳正な規律と高い倫理観を持ち、市民に信頼される即戦力の職員の教育を行った。

##### イ 専科教育

現任の職員に対して、業務に係る高度で専門的な知識と技術を修得するとともに、より実務に精通した職員を養成するため次の専科教育を行った。

##### A 警防科

###### 現場指揮課程

(到達目標)

- 各種災害事案に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において人命危険、活動危険等を予知し、部隊の安全管理に配慮した適切かつ効果的な指揮活動ができること。また、所属における部隊活動の訓練指導者として、必要な知識及び技術を有し、警防活動技術全般について消防部隊を的確に指導できる職員となること。

##### B 救急科

###### a 救急標準課程

(到達目標)

- 救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置時における的確な観察・判断能力、応急処置に必要な専門的技能を習得し、救急隊員として活動できる隊員となること。

###### b 気管挿管再認定講習

(到達目標)

- 気管挿管の再認定を受け、気管挿管技術の維持・向上を図ることができる職員となること。

###### c ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管講習

(到達目標)

- ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管に必要な知識及び技術を習得し、気管挿管対象症例の拡大と手技の安全性及び確実性の向上を図ることができる職員となること。

###### d 気管挿管病院実習及びビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習

(到達目標)

- 救急現場において、硬性喉頭鏡及びビデオ喉頭鏡による気管挿管ができる職員となること。

## C 救助科

### a 救助隊員養成課程

(到達目標)

- ・ 消防救助操法に基づく基本的な救助技能、技術及び知識を兼ね備え、救助車両に積載されている救助用器具の取扱いにも精通し、災害現場における安全、確実、迅速な救助活動に関する知識を有した即戦力の職員となること。

### b 高度救助課程

(到達目標)

- ・ 特殊困難な災害現場において、安全、適切かつ迅速な消防活動に必要な知識及び技術を豊富に兼ね備え、Ⅲ型救助車両に積載されている高度救助用器具の取扱いができること。

## ウ 幹部教育

職員それぞれの職位・階級に求められる責任及び立場を正しく理解するとともに、災害現場においても的確な安全管理及び下命を行うことができるよう次の幹部教育を行った。

### A 上級幹部科

#### a 消防司令長昇任課程

(到達目標)

- ・ 消防司令長としての責務を正しく認識し、各種災害事案に対し消防活動が組織的かつ効果的に行えるように、部隊及び指揮本部を統括指揮し、災害現場の管理を適切に行い、最大の消防活動効果を挙げることができること。また、活動困難事案や隊員の重大な事故、消防活動に伴う水損、物損及び住民の受傷事故等、様々なリスク事案、事象の未然防止及び発生時の対応を的確に行うことができる職員となること。

#### b 消防司令長課程

(到達目標)

- ・ 課長職として求められる業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見並びに職務遂行に必要な判断力並びに組織を管理し、円滑に運営する能力の向上を図る。

### B 中級幹部科

#### a 消防司令昇任課程

(到達目標)

- ・ 消防司令としての責任及び立場を正しく認識し、消防及び社会全般の動向を理解するとともに、迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。また、災害現場において、現場指揮者として災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えるとともに、事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができる職員となること。

#### b 消防司令課程

(到達目標)

- ・ 係長職としての消防行政の動向に対する理解並びに迅速かつ的確な意思決定に基づく上司の補佐ができる能力及び部下を指揮監督できる能力の向上を図る。

### C 初級幹部科

#### a 消防司令補昇任課程

(到達目標)

- ・ 消防司令補としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できること。また、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となること。

#### b 消防司令補課程

(到達目標)

- ・ 消防司令補として上司を補佐し、部下を指導できる能力の向上を図る。

#### c 消防士長昇任課程

(到達目標)

- ・ 消防士長としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解するとともに、上司を補佐し、部下を指導できること。また、災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えるとともに、事故及び障害の発生時に迅速な初動対応ができる職員となること。

#### d 消防士長課程

(到達目標)

- ・ 消防士長としての消防業務全般に対する理解力及び上司を補佐し部下を指導できる能力の向上を図る。

## エ 特別教育

専科教育及び幹部教育のほか、消防職員に必要な実務能力を向上するため、次の特別教育を行った。

### A 実火災体験訓練指導員養成課程

(到達目標)

- ・ 実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、火災性状等及び安全管理に関する知識について習得するとともに、署隊の消防部隊に対して的確な指導を行い、消火活動能力の向上と災害活動中の事故防止につなげることができる職員になること。

### B 実火災体験訓練指導補助員養成課程

(到達目標)

- ・ 実火災訓練装置を使用した訓練を安全かつ効果的に実施するため、実火災体験訓練指導員を的確に補佐できる職員になること。

### C 実火災体験訓練

(到達目標)

- ・ 実火災訓練装置を使用し、火災現場と同様の炎、熱、煙を再現した環境下において、火災性状及び注水に関する理解を深めるとともに、火災の進展状況に応じた安全管理能力及び現場判断能力を高める。

### D 若年職員合同研修（三年次）

(到達目標)

- ・ 採用年次に応じた基礎的能力の向上を図るとともに、消防職員としての高い使命感や倫理観の醸成、コミュニケーション能力等の向上を図り、組織に貢献できる職員となること。

### E 消防士研修

(到達目標)

- ・ 今後の自らの課題や職場の活性化に向けた取組みについて検討を行い、これまで以上に業務で培ってきた知識・技術を活かせる職員になること。

### F 消防職員意見発表大会

(到達目標)

- ・ 職員の資質と広報技術の向上を図り、消防行政に関する斬新な意見を提言できる職員となること。

## (3) 消防団員に対する教育

消防団員に対し、消防防災活動に関する知識、技術を修得するとともに地域コミュニティに根ざした特性を発揮することのできる消防団員を養成するため次の消防団員教育を行っている。

基礎教育科

基礎教育課程

(到達目標)

地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解するとともに、災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できる団員となること。

## (4) 救急救命士養成所

救急救命士養成課程

救急救命士国家試験の合格を目指し、救急救命士として必要な知識と技術を習得するとともに、各種災害現場において救急活動を遂行できる職員となること。

## (5) 消防学校の修了者

開校からの各教育別卒業者及び修了者数は、9-3表のとおりである。また、その他の教育の内容等は、9-4表、9-5表のとおりである。

9-3表 各教育別卒業者及び修了者数(受託を含む。)

教育区分	科区分	課程区分	H11~H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	合計	
初任教育	初任科	初任教育課程	857	66	51	39	51	75	68	58	1,265	
専科教育	警防科	消防業務(はしご車運用等)指導者養成課程	31	-	-	-	-	-	-	-	31	
		現場最高指揮者課程(現場指揮課程Ⅱ)	20	8	9	7	中止	-	-	-	44	
		現場指揮課程(現場指揮課程Ⅰ)	253	54	61	58	54	-	34	30	544	
	救急科	救急標準課程	1,009	66	51	39	52	75	68	58	1,418	
		気管挿管病院実習	126	10	10	7	9	6	5	11	184	
		気管挿管再認定講習	178	32	39	34	39	39	43	43	447	
		処置拡大講習	358	36	52	-	-	-	-	-	1	446
		ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管講習	104	20	10	10	8	6	5	5	168	
		ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習	104	20	10	10	9	6	5	11	175	
	救助科	救助隊員養成課程	335	10	16	20	21	22	20	20	464	
		高度救助(指導者養成)課程	127	18	-	16	-	-	19	10	190	
	予防査察科	査察研修	173	-	-	-	-	-	-	-	173	
		査察指導者養成課程	91	-	16	-	-	-	-	-	107	
幹部教育	初級幹部科	消防士長昇任課程	824	45	46	43	43	49	48	35	1,133	
		消防士長課程	195	-	-	-	-	-	-	29	224	
		消防司令補昇任課程	520	37	37	32	32	37	39	28	762	
	中級幹部科	消防司令補課程	117	-	-	-	-	-	-	39	156	
		消防司令昇任課程	301	15	17	18	18	23	22	23	437	
	上級幹部科	消防司令課程	1,864	-	-	-	-	-	-	30	1,894	
消防司令長昇任課程		-	-	-	-	-	8	9	13	30		
特別教育		消防司令長課程	689	-	-	-	-	-	-	50	739	
		はしご車等運用訓練	102	-	-	-	-	-	-	-	102	
		教育指導者養成課程	206	-	31	30	29	-	-	-	296	
		教育指導者実践教育	74	-	-	-	29	-	-	-	103	
		教育指導者養成(更新)課程	37	-	-	-	-	-	-	-	37	
		消防業務指導者養成課程	191	-	30	31	-	-	-	-	252	
		実務主幹者研修	-	-	60	16	13	-	-	-	89	
		若年職員指導育成研修	-	-	138	-	-	-	-	-	138	
		採用後二年次職員研修	-	78	65	-	-	-	-	-	143	
		採用後三年次職員研修	-	-	-	65	51	-	-	71	187	
		採用後五年次職員研修	-	64	61	73	74	-	-	-	272	
		若年職員合同研修(三年次・五年次)	-	-	-	-	-	101	96	-	197	
		消防司令補研修	-	80	-	-	-	-	-	-	80	
		消防士研修	-	-	-	-	-	-	-	19	19	
		消防職員意見発表大会	169	10	10	10	10	10	10	10	239	
		消防航空隊新採用時研修	5	-	-	-	1	-	-	-	6	
		特別講座	1,109	-	-	-	-	-	-	-	1,109	
		コーチング研修	424	-	-	-	-	-	-	-	424	
		実火災体験訓練指導者養成課程	-	-	-	-	-	-	16	14	30	
		実火災体験訓練指導補助員養成課程	-	-	-	-	-	-	20	21	41	
		実火災体験訓練(実火災訓練装置)	-	-	-	-	-	-	226	-	226	
		実火災訓練	680	-	-	-	-	-	-	-	680	
		トップマネジメントセミナー	-	-	-	36	-	-	-	-	36	
		機関技術研修(消防ポンプ)	-	-	-	20	-	-	-	-	20	
		女性消防吏員キャリアデザイン研修会	-	-	-	27	-	-	-	-	27	
		コミュニケーション・チームビルディング研修	-	-	-	-	70	-	-	-	70	
		火災防御研修	-	-	-	-	-	154	-	-	154	
特別セミナー	-	-	-	-	43	-	-	-	43			
団員教育	基礎教育	基礎科	基礎教育課程	681	-	105	80	-	65	62	993	
	幹部教育	初級幹部科	初級幹部課程	414	-	-	-	91	-	-	505	
	幹部教育	中級幹部科	中級幹部課程	226	-	-	-	-	-	-	226	
	幹部教育	指揮幹部科	指揮幹部課程	-	101	93	74	-	64	-	332	
合計			12,594	770	####	795	901	521	818	691	18,108	

9-4表 救急救命士養成課程修了者数

救命士修了者	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
合計	H 5.9.9	H 6.9.19	H 7.9.11	H 8.9.9	H 9.9.9	H10.9.28	H11.10.1	H12.10.10	H13.10.9	H14.10.7	H15.10.6	H16.10.4	H17.10.3	H19.9.18	H20.9.16
873	31	29	29	30	30	30	30	30	30	30	29	30	26	30	36
	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	
	H21.9.14	H22.9.13	H23.9.13	H24.9.4	H25.9.2	H26.9.2	H27.9.2	H28.9.2	H29.9.4	H30.9.4	R元.9.3	R 2.9.3	R 3.9.2	R4.9.6	
	41	27	24	32	28	35	36	34	30	32	36	36	32	30	

9-5表 令和4年度の施設見学等状況

区分	回数	人数
施設見学・行政視察対応等	9	94
外部講義(出前講座)等	-	-
総数	9	94

#### 4 特別教育

##### (1) 現地教育訓練

道及び財団法人北海道消防協会は、市町村及び消防事務組合の依頼により現地へ講師を派遣し、消防団員の技術の向上と士気の高揚を図るための現地教育訓練を行っている。

内訳は、9-5表、9-6表のとおりである。

9-5表 派遣回数及び対象市町村数

年度	区分	派遣回数	対象市町村数
23		12	35
24		12	38
25		12	51
26		14	40
27		10	38
28		13	34
29		12	31
30		12	38
31		12	39
R2		1	1
R3		7	1

9-6表 令和3年度消防団員現地教育訓練実施状況

実施場所	実施年月日	日数	参加市町村数	参加者数			備考
				幹部	団員	計	
1 石狩市	令和3年11月2日	1	4	22	30	52	
2 鶴居村	令和3年11月5日	1	1	12	18	30	
3 北広島市	令和3年11月5日	1	3	11	5	16	
4 名寄市	令和3年11月7日	1	6	35	37	72	
5 遠軽町	令和3年11月20日	1	3	37	9	46	
6 夕張市	令和3年11月21日	1	4	18	32	50	
7 帯広市	令和3年11月26日	1	1	4	55	59	
8 深川市	令和3年11月26日	1	5	9	20	29	
計		1	27	148	206	354	



## (2) 北海道消防操法訓練大会

消防団員の技術の向上と士気の高揚を図り、消防活動の充実強化に寄与することを目的として昭和47年度から実施しており、令和4年度は次のとおり行った。

日 時 令和4年7月15日（金）  
場 所 北海道消防学校  
主 催 北海道及び公益財団法人北海道消防協会  
協 賛 札幌市消防局、江別市消防本部、千歳市消防本部、恵庭市消防本部、  
北広島市消防本部及び石狩北部地区消防組合消防本部  
後 援 北海道市長会、北海道町村会、北海道市議会議長会、北海道町村議会議長会、  
公益財団法人日本消防協会、全国消防長会北海道支部  
参加人数 約350名  
訓練項目 小型ポンプ操法  
出 場 隊 11隊77名

出場隊一覧表（出場順）	
1	士別地方消防事務組合 和寒町消防団
2	檜山広域行政組合 上ノ国町消防団
3	羊蹄山ろく消防組合 喜茂別消防団
4	釧路東部消防組合 釧路消防団
5	利尻礼文消防事務組合 利尻町消防団
6	札幌市北消防団
7	渡島西部広域事務組合 松前消防団
8	日高西部消防組合 日高消防団
9	胆振東部消防組合 安平消防団
10	紋別地区消防組合 紋別消防団
11	幕別町消防団

### 大会結果

優 勝 日高西部消防組合 日高消防団  
準優勝 檜山広域行政組合 上ノ国町消防団  
優良賞 釧路東部消防組合 釧路消防団  
優良賞 胆振東部消防組合 安平消防団

## 5 消防関係団体の行う教育・研修

### (1) 全国消防長会北海道支部

全道消防の融和協調を図り、消防情報を交換するとともに消防制度及び技術の総合的研究を行い、道内消防の健全なる発展に寄与することを目的とし、消防職員の知識向上のため、開催している。

研究会・研修会名	開催地	開催年月日	参加人数
消防法令違反是正事例発表会	—	令和4年9月	動画・資料配布
鉄道災害対応訓練	札幌市	令和4年10月19日	31本部53名
北海道高速自動車国道事故等対策訓練	池田町	令和4年10月27日	1本部39名
法制・広報研修会	—	令和4年10月	オンデマンド配信
消防財政実務研修会	札幌市	令和4年6月29日	38本部63名
消防長研修会	札幌市	令和4年11月24日	53本部53名
特別研修会	札幌市	令和4年12月5日	39本部179名
エレベーター閉じ込め事故救出教育訓練	札幌市	令和5年1月20日	34本部60名
全道消防救助事例研究会	札幌市	令和5年2月21日	55本部360名

## (2) (一財) 全国消防協会北海道地区支部

### ア 全道消防救助技術訓練指導会

消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全道の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、全道民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的として、昭和47年から実施しているもの。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を勘案し開催中止。

開催日	令和4年7月16日	
開催場所	札幌市消防学校	
主催等	(一財)全国消防協会北海道地区支部	
協賛等	北海道、(公財)北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、(公財)札幌市防災協会、大塚製薬株式会社	
訓練種目	陸上訓練	ほふく救出、ロープブリッジ渡過、はしご登はん、ロープブリッジ救出、引揚救助、ロープ応用登はん、障害突破
	水上訓練	溺者救助、人命救助
参加消防本部	函館市、八雲町、南渡島(事)、檜山広域(組)、渡島西部広域(事)、室蘭市、苫小牧市、登別市、西胆振(組)、胆振東部(組)、白老町、札幌市、小樽市、滝川地区広域(事)、岩見沢地区(事)、深川地区(組)、恵庭市、旭川市、上川北部(事)、富良野広域連合、北留萌(組)、釧路市、北見地区(組)、網走地区(組)、とから広域、遠軽地区広域(組)、釧路北部(事)、釧路東部(組)	

### イ 消防実務講習会

警防、防災、救急、装備、予防及び広報等の消防実務に関する内容について、消防職員の知識及び能力の向上を図ることを目的に開催している。

名称	研修概要	開催地	開催年月日	参加人数
第1回消防実務講習会(警防)	・鉄道災害に関すること	札幌市	令和4年10月19日	31本部53名
第2回消防実務講習会(消防科学)	・燃焼性状の確認について ・電気火災再現実験について	札幌市	令和4年12月15日	32本部32名

## (3) 公益財団法人北海道消防協会

公益財団法人北海道消防協会は、消防団員の教育訓練の指導にあたる者を養成するため、昭和48年度から「消防団員指導員研修」を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案し中止とした。

## 第9 消防財政

市町村は、増大する消防の行政需要に対応するため、消防の常備化、広域化等により体制の強化と併せて消防力の科学化、近代化のための施設設備の充実を図っている。しかし、近年、国、地方を取巻く財政状況は厳しく、財政運営にあたってはより一層の効率化に努める必要がある。

### 1 市町村の消防費

#### (1) 消防費の決算状況

令和3年度道内市町村(17市、5町、36組合)における消防行政に要した経費は、1,465億5,899万円で前年度に比べ145億5855万円、9.0%減となっている。

#### (2) 消防費の性質別内訳

令和3年度決算における性質別内訳は、10-1表のとおりである。

10-1表 消防費の性質別内訳

(単位：千円、%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度比	
人件費	68,839,501	68,023,106	67,267,256	98.9%	
物件費	11,000,364	11,782,694	10,850,519	92.1%	
普通建設事業費	17,564,138	25,247,120	15,998,167	63.4%	
内訳	補助事業	2,005,537	1,366,559	1,565,954	114.6%
	単独事業	15,518,978	22,949,712	14,409,512	62.8%
	その他	39,623	930,849	22,701	2.4%
補助費等	53,845,595	53,965,448	51,579,426	95.6%	
維持補修費・その他	810,983	2,099,185	863,630	41.1%	
合計	152,060,581	161,117,553	146,558,998	91.0%	

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災等から保護することが主な目的である。消防費の性質別歳出決算額においては、人件費と補助費等の占める割合が高くなっている。

### 2 市町村消防費の財源

市町村消防費に充当する財源には、市町村税、地方交付税等の一般財源と、補助金、地方債等の特定財源とがある。

#### (1) 一般財源

一般財源の大部分は、市町村税と地方交付税であるが、各年度における消防費の一般財源と基準財政需要額の対比は10-2表のとおりである。

10-2表 消防費の一般財源と基準財政需要額対比

(単位：千円)

区分 年度	消防費決算額のうち 一般財源(A)	消防費の基準財政 需要額(B)	超過額 (A) - (B)	割合 (A) / (B)
H28	87,781,308	79,292,622	8,488,686	110.7%
29	88,352,970	78,455,448	9,897,522	112.6%
30	90,417,629	79,292,622	11,125,007	114.0%
R1	90,211,841	77,975,053	12,236,788	115.7%
R2	91,085,518	78,802,841	12,282,677	115.6%
R3	89,235,601	81,476,810	7,758,791	109.5%

## (2) 特定財源

### ア 国庫補助金

市町村の消防施設に対する国庫補助金は、昭和28年に制定された消防施設強化促進法に基づいて、市町村の消防施設に対して基準額の3分の1の補助が行われている。(緊急消防援助隊設備整備費補助金は2分の1の補助)

なお、離島市町村、過疎市町村には補助率が3分の2以内となっていたが、昭和60年度における補助率は10分の6以内、昭和61年度から平成4年度における補助率は10分の5.5以内と特例的な扱いとなっていた。平成5年度から「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律(平5.法8)」で補助率10分の5.5に恒久化され、劣弱な地方の消防施設の整備を促進する措置がとられている。本道においては、令和4年度は億万円が交付されており、平成30年度以降の消防施設に対する国庫補助の交付状況は10-3表のとおりである。

10-3表 消防防災施設等整備費補助金

(単位：千円)

区分 年度	ポンプ自動車		耐震性貯水槽		化学車		はしご車		救助工作車・ 救助用資機材		災害対応特殊救急自 動車・高度救命処置 用資機材	
	数	補助金	数	補助金	数	補助金	数	補助金	数	補助金	数	補助金
30	13	179,253	10	20,704	-	-	-	-	2	25,324	8	55,144
31	2	30,718	7	19,201	1	19,252	1	38,421	1	23,864	7	69,509
R2	4	66,442	5	17,860	-	-	1	39,431	-	-	7	70,667
R3	5	81,293	6	17,870	-	-	-	-	-	-	6	61,396
R4	3	46,997	7	24,758	-	-	-	-	-	-	6	78,475

区分 年度	高機能消防指 令センター総 合整備事業		消防救急デジタ ル無線		消防団安全対 策設備整備費		その他		計
	数	補助金	数	補助金	数	補助金	数	補助金	
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 救助工作車と救助用資機材を同時に整備した場合の数量は「1」とした。

※2 災害対応特殊救急自動車と高度救命処置用資機材を同時に整備した場合の数量は「1」とした。

## イ 地方債

消防施設整備のための財源として地方債の果たす役割は極めて大きく、防災対策事業債（防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業）の概要は10-4～5表のとおりである。

10-4表 防災基盤整備事業の概要

区 分	内 容
対象事業	(1) 消防防災施設整備事業（地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業） (2) 浸水想定区域移転事業（浸水想定区域内にあり、地域防災計画、浸水対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転事業） (3) 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業
起債充当率	起債対象事業のおおむね75% ※ ただし、デジタル化関連事業については、おおむね90% ○ 消防救急無線デジタル化事業 ○ 高機能消防指令センター（複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するものに限る）等
地方交付税措置	起債対象事業に充当した額の元利償還金の30%に相当する額について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。（※については50%）

10-5表 公共施設等耐震化事業の概要

区 分	内 容
対象事業	公共施設及び公用施設の耐震化事業は、大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化事業を対象とする。
起債充当率	起債対象事業のおおむね90%
地方交付税措置	起債対象事業に充当した額の元利償還金の50%に相当する額について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

※ なお、防災対策事業債のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独業を対象とした「緊急防災・減災事業債」が令和7年度まで措置されている。

## ウ 地域づくり総合交付金

道は、昭和47年度に市町村振興補助金制度を創設し、市町村が計画的に実施する地域振興事業に対し補助を行っており、この交付対象事業の中に消防防災施設も含まれている。同補助金は平成16年度から「地域政策総合補助金」に、また、平成22年度から「地域づくり総合交付金」に改められ、地域に身近な（総合）振興局が配当された予算の範囲内で市町村等に対し交付金を交付する制度として運用されている。

## エ 北海道市町村振興基金

道は、昭和46年度から北海道市町村振興基金を創設し、市町村の実施する地域振興のための重点的な事業に対して市町村の財政力等に応じて基金の貸付を行っており、この貸付対象事業の中に消防防災施設も含まれている。

## 3 その他

### (1) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、昭和42年の道路交通法の一部改正により、道路交通安全施設の整備促進を図るため創設されたものであるが、その充当対策施設に救急自動車が含まれている。

### (2) 入湯税

昭和46年の地方税法の一部改正により、市町村の目的税の一つである入湯税の中に、「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」が加えられるとともに、標準税率が20円から40円に引き上げられ、昭和50年には100円に、昭和52年には150円に引き上げられ現在に至っている。

### (3) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、昭和47年3月に制定された航空機燃料譲与税法により設けられたもので、これらの税収入額の13分の2に相当する額を空港関係の都道府県（5分の1）及び市町村（5分の4）に対して譲与するものとされ、その用途に空港関係消防施設が含まれている。

**(4) 電源立地促進対策交付金**

電源立地促進対策交付金は、昭和49年6月に制定された発電用施設周辺地域整備法により、発電用施設周辺地域における公共用施設の整備促進を図るため創設されたもので、その対象施設に消防に関する施設が含まれている。

**(5) 石油貯蔵施設立地対策等交付金**

石油貯蔵施設立地対策等交付金は、昭和56年6月の石炭及び石油対策特別会計法の一部改正により、石油貯蔵施設周辺地域における公共用施設の整備促進を図るために創設されたもので、その対象施設に消防に関する施設が含まれている。

**(6) 防衛施設周辺整備事業補助金**

昭和49年制定の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律により、国は防衛施設周辺市町村の生活環境の整備について補助することができるものとされ、その一環として消防施設に補助が行われている。